3.　民営化に向けた有料道路の対象事業等の見直し

※道路関係四公団民営化の基本的枠組み
〈平成15年12月22日政府・与党申し合わせ〉(概要)より

⑴　高速国道の整備計画区間（9,342km）の扱い

○　従来，全て有料道路としての建設を予定していた整備計画区間のうち未供用区間（約2,000km）の事業方法等を見直し

ⅰ）直ちに新直轄方式に切り替える道路

ⅱ）有料道路事業のまま継続する道路（今後追加的に新直轄方式に切り替わりうるものを含む）

に分け，そのいずれについても，

ⅲ）「抜本的見直し区間」（５区間，143km）

を設定

⑵　建設コストを含めた有料道路事業費の縮減

①建設費：既定のコスト縮減計画に2.5兆円程度を上乗せ，計6.5兆円（約３分の１）の縮減,更に,新直轄方式に切り替える約３兆円を除くと,有料道路の対象事業費は最大で10.5兆円（当初計画20兆円に対し半減。会社発足後約7.5兆円）に縮減

②管理費：平成17年度までに，３割のコスト縮減（対14年度）を図る。
民営化後は更なる努力
また，長大橋の適切な保全に配慮

4.　料金の性格とその水準

※道路関係四公団民営化の基本的枠組み
〈平成15年12月22日政府・与党申し合わせ〉(概要)より

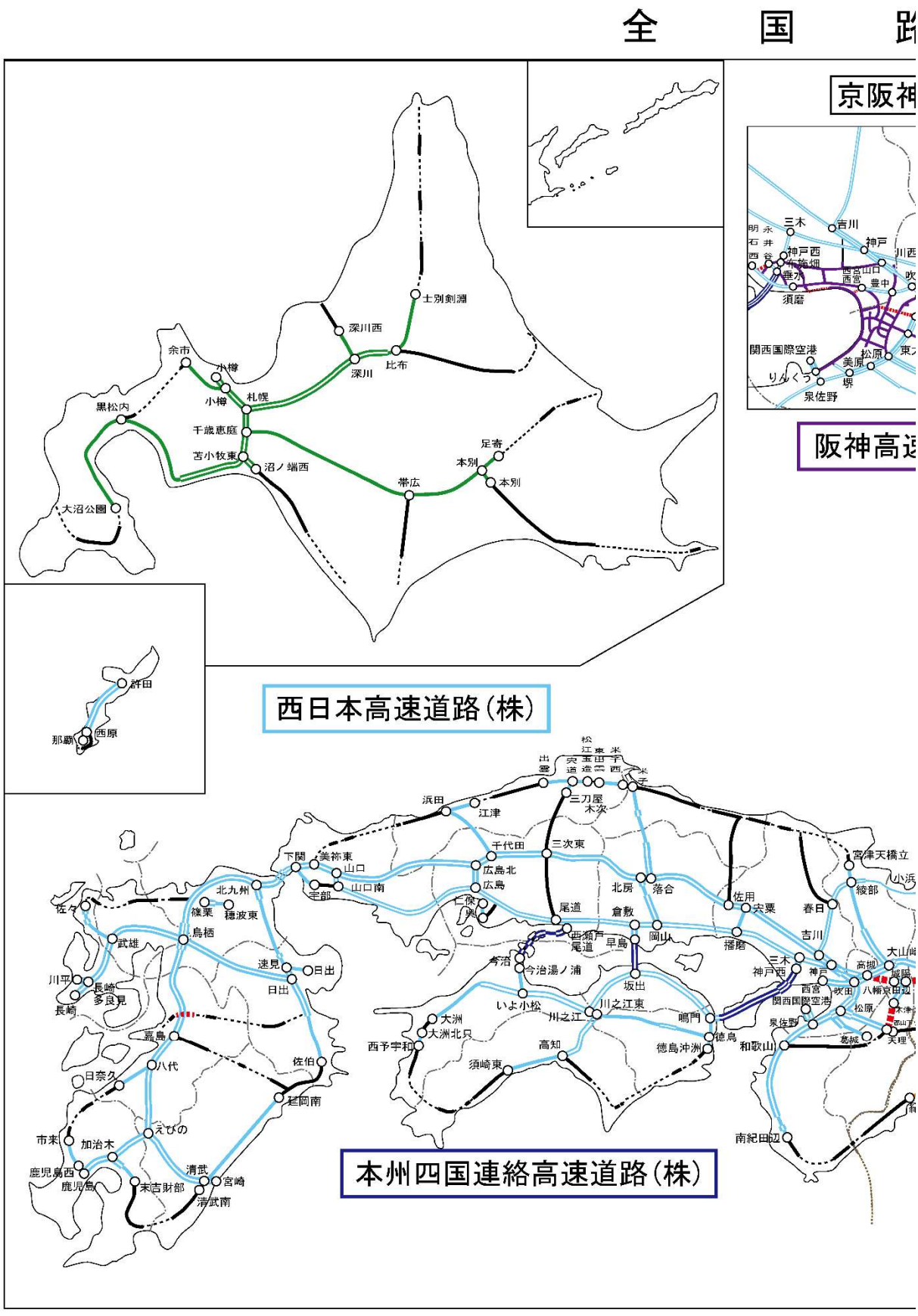
①料金の設定に当っては，利潤を含めない

②ETC の活用等により，弾力的な料金を導入し，各種割引により料金を引き下げ

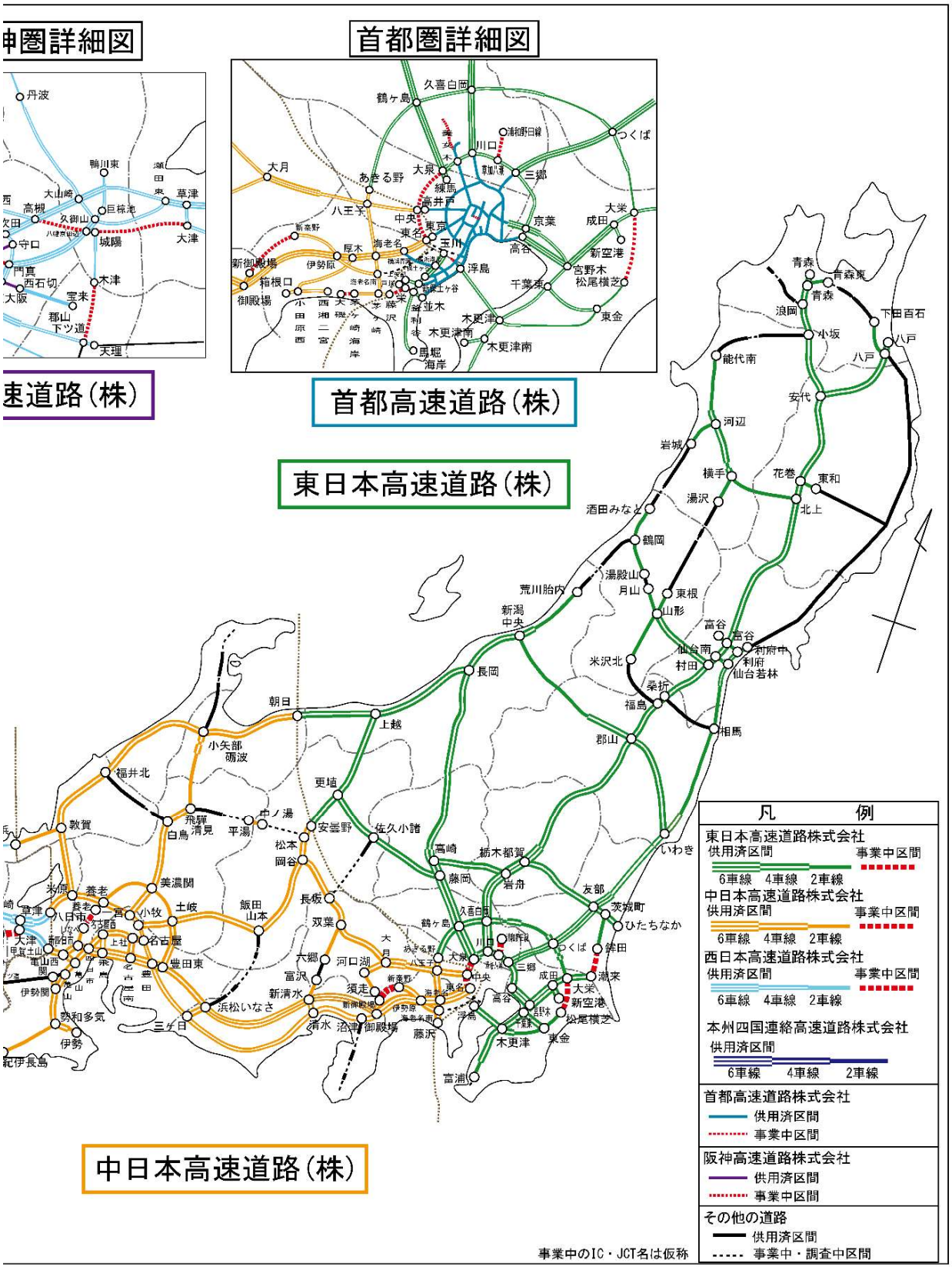
③特に高速国道料金は，平均１割程度割引に加え，別納割引の廃止などを踏まえて，公団により時間帯割引，マイレージ割引等を実施（「道路関係四公団民営化の基本的枠組み」を踏まえた措置）

④民営化後，会社はこれらの引き下げられた料金水準を引き継ぎ，更なる弾力的な料金設定に努力

東日本・中日本・西日本の各高速道路株式会社の事業範囲



路　線　図



出典：独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　全国路線図
https://www.jehdra.go.jp/pdf/kousokupdf/rosenzu.pdf

令和8年4月10日現在